

行政刷新会議ワーキングチーム 「事業仕分け」第2WG

日 時：平成21年度11月16日（月）

事業番号：2－31

項目名：生活保護受給者のうち就労能力がある者の支援対策

内閣府 行政刷新会議事務局

○出席者

進行役：熊谷進行役

評価者：枝野衆議院議員、菊田衆議院議員、尾立参議院議員、山井厚生労働大臣政務官
市川評価者、長評価者、海東評価者、木下評価者、村藤評価者

説明者：厚生労働省 清水社会・援護局長、三石社会・援護局保護課長、
寺尾社会・援護局地域福祉課長
：財務省 可部主計官

○熊谷進行役 それでは、今日の最後の事業になりますが、生活保護受給者のうち就労能力がある者の支援対策について仕分けを始めたいと思うのですが、始まる前に、この施策事業シートに誤りがあったということです。この仕分けのテーブルに着かれている皆さん方には修正の資料を今お配りしておりますが、会場の傍聴者の皆さん、またインターネットで傍聴されている皆さんにもお知らせしなくてはけませんので、資料のページ71をお開きください。この修正について、まず、厚生労働省の方からわかりやすく御説明をお願いいたします。

○説明者（厚生労働省） 資料の数字の修正と概括説明を私の方からやらさせていただきます。

○熊谷進行役 まず、修正だけ。

○説明者（厚生労働省） はい。

71ページでございますが、上から3分の1程度のところに活動実績という欄がございます。その右側に就労支援事業実施自治体数ということで、数字が514、59.8、765といったような形で続いているところですが、この行の数字を訂正させていただきます。「514」に対応する正しい数字が「253」、「59.8」に対応する正しい数字が「29.4」、「765」に対応する正しい数字が「298」、「88.1」に対応する正しい数字が「34.3」、「842」に対応する正しい数字が「341」、「94.4」に対応する正しい数字が「38.2」ということでございます。

もう1カ所でございますけれども、下から3段落目、事業／制度の自己評価の欄の1行目から2行目にかけてでございます。1行目の最後の、「実施自治体数が平成20年度は94.4%となっております」とございますが、この「94.4%」を「38.2%」に御訂正いただければと思います。それから、それに引き続き、その取組が着実に定着というフレーズがございますけれども、これは表現の問題でございますが、「が着実に」という4文字を取っていただいて、その取組は徐々にと「は徐々に」という形で言葉を置き換えていただければと思います。

一言付言しますと、従前の数字は、この補助金を必ずしも使わずにやっている自治体も含めた数でございますが、今回の対象を考えますと、やはりこの補助金を受けてこの就労支援事業をやっている自治体数等々を掲げるのが適切だろうという考え方から数字を訂正させていただくものでございます。

○熊谷進行役 修正については、ただいま御報告をいただいたとおりであります。この細かい数字については、このブースの中の、今、事務局が手を挙げていますが、再度、それから後ろの方と掲

示をしておりますので、また後ほどにでも詳細は確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この生活保護受給者のうち就労能力のある者の支援対策について、仕分けの作業を始めます。御説明、よろしくお願いいたします。

○説明者（厚生労働省） 概括説明を私から申し上げます。

欧米のことを引っ張るようで恐縮なんですけれども、やはり現金給付、ウェルフェアだけではなくて、働くことと組み合わせた、あるいはそういうことを条件にしたワークフェアということが言われてから久しいわけでございます。先ほども議論にございましたように、被保護者の方が就労して、収入を得て、それで保護を脱却する、あるいは生活扶助が少なくなるといったことは、これは御本人にとっても望ましいことではないかと考えておるわけでございます。

ただ、従前どうだったか。この事業は平成17年に立ち上げたわけではございますけれども、それまでは、やはり個々のケースワーカーの方々が判定することもやりますし、フォローアップもするわけですが、そういう方々の個々人の力量に依存していたという状況であったわけでございます。したがって、平成17年度からこの事業を立ち上げて、いろいろと民間企業OBの方でございませうとか、そういう方に来ていただいて、そういう経験をもとにいろいろと就労支援をしていたと、そういう事業ということでございませう。したがって、現金給付ではなくて、被保護者の方へのサービスといひますか、現物のいろいろな支援ということになるわけでございませう。

それで、通常のハローワーク等における雇用への支援と何が違うのかということではございませうけれども、そもそも保護を受ける方は、1つの原因で保護を受けるようになるわけではございませうが、長いヒストリーの中で、やはり自信を失ったり、メンタル面で傷ついたり、希望を失ったり、様々、いろいろな御事情があるわけでございませう。そういう弱い方を就労に結びつけるためには、様々丁寧な配慮が必要でございませう、いろいろとこういう民間企業OBですとか、そういう経験豊富な者が、いろいろと被保護者の方とお話をして、人生ですとか職業生活に希望を持ってもらう、人生に希望を持ってもらうといったようなところから始める場合もございませう。ある場合には、あいさつの仕方ですとか身だしなみといったもの、あるいは人とのコミュニケーションの取り方といったものを思い出していただくといったようなお話をする場合もございませう。

また、その対象となる被保護者の方が経験したことのないような仕事内容、例えば、介護はこういうことをやるんだよといったようなことをいろいろとお話しし理解を得るようにするといったこともございませう。場合によりましては、また、面接に行くときに着ていくような背広、場合によっては中古のものかもしれませんけれども、そういうものを貸してくれるところも紹介したりといったような、要は、被保護者の方に寄り添うような形で、その方の立場に立ったような形で就労に向けてともに努力していく、そういうものがこの就労支援事業でございませう。

具体的には、福祉事務所が民間企業OBなどの職業コンサルや、就労コンサルができる方を雇い上げるといひでございませう、その費用が実行で15億円ということになるわけでございませう。

その効果でございませうけれども、71ページ、真ん中若干下のところ、成果実績、数字の上から3段目に、18年度45億円、19年度53億円と書いてございませう。この事業は、数字だけで判断するべき

ものではないとは思ってございますけれども、数字も見べきポイントかと思っております、15億円程度の費用をかけて効果額、1つの試算でございますが45億円なり53億円といった効果が上がっているというものでございます。

いずれにいたしましても、被保護者の方々が生活扶助を受け続けるということだけに安易に依存するのではなくて、離脱に向けて、あるいは生活扶助の給付の縮減に向けて就労に努力することは、本人にとって勿論大切ではございますけれども、費用を負担する納税者側にとっても、その理解を得るためにも大事ではないかと考えてございます。この事業を更に普及してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

概括説明は以上でございます。

○熊谷進行役 ありがとうございます。

それでは、財務省主計局としてのお考えをお願いいたします。

○財務省 74ページでございます。先ほど来、御説明でございますように、失業率の増加に伴いまして、特に若年世代の方の受給者の方が急速に増加していると伺っております。実は、地域ごとの保護率には県別で10倍以上の地域格差がございまして、そうした特に保護率の高い地域につきましては、その中で就労につなげていけるケースもあるのではないかと考えているところでございます。勿論、先ほど来、御議論でございますように、そもそもの雇用対策、あるいは住まいの確保、こういったものと相まってでございますけれども、過去の就労支援事業のデータを拝見いたしますと、きめ細かな就労支援による対応をされていらっしゃる事業所では、自立につながっているケースがかなりあると伺っておりますので、現在そうした事業所が300程度にとどまっているということですが、それを更に広げていくことで、被保護者の方の自立にもつなげていけるのではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○熊谷進行役 それでは、取りまとめ担当は、この事業については尾立議員にお務めいただきます。尾立議員から、論点提示をお願いします。

○尾立参議院議員 改めまして、この事業は、生活保護受給者等のうち就労能力がある者に対し、就労支援事業、就労意欲喚起等支援事業、職場適応訓練事業などを実施するものでございます。

生活保護については、保護率の高い地域における就労可能性のある者への指導徹底による保護率の地域格差を解消すべきではないかという問題、更に、とりわけ若年世代の被保護者の自立促進を促すべきではないかということが課題となっております。すなわち、就労支援事業が効果的に実施されれば、生活保護国庫負担額の抑制にも資するわけでございます。このため、この事業については、生活保護受給者のうち若年者を対象とする就労促進を図ることについてどう考えるか、これをテーマとして仕分け作業を行っていただきたいと思っております。

御案内のとおり、これは制度そのものにかかわる問題でございますので、なかなか難しい論点はあるかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、この仕分けを行うに当たって、この対策により生活保護費全体の抑制が図られるのではないかということ、更に、この対策はセーフティネット支援対策等事業費補助金、平成22年度要求額

630億円でございますが、この中で措置できるのではないかという論点も念頭に置いていただきたいと思います。

○熊谷進行役 それでは、ただいまお示しいただいた論点に従ってお願いいたします。枝野議員、済みませんお願いします。

○枝野衆議院議員 また具体的な事実関係を冒頭、口火を切らせていただきたいと思います。今日訂正をされた数字を見ると、例えば平成20年度で、この事業で実施しているのが341自治体だけ、この事業を使わずに就業支援しているところが842あって、つまり500ぐらいは自己資金で自治体が行っているということですのでよろしいですね。そういうことを前提にして、それはどういうことなんでしょうか。つまり、この事業が必要なところは大都市部周辺に多そうですから、そういうところは、件数も多くて大変なので、この事業を国の方の助成を受けてやっていて、地方の方で、数もまだこの手のものが多くないところは従来の延長線上でやっていると想像するのですが、それでいいのか、そうと違うのかというのが1点目。

それから、2点目が、平成20年度で支援員の配置が557人と。これは、341自治体に対して557人という理解でいいのか。それから、この事業によって、事業に参加をした5万4,000人余りに対して557人、つまり1人当たり100人ぐらいを見ている。実際には1自治体当たり2人まではないという理解でいいのか。

同時に、この人たちに対する委託の仕方というのはどうなっているのでしょうか。つまり、1人対応したら幾らとか、時給でやっているとか、日当でやっているとか、どういう形、それは自治体ごとに違うのか。ちょっとその辺のところをまとめて整理していただけますか。

○説明者（厚生労働省） 1と2は、1つ目の御質問と2番目の御質問が関係してくるかと思えますけれども、まず、訂正後の数字、例えば平成20年度で申し上げますと341自治体というのは、これはいわゆる就労促進員という専門の方を雇い上げて就労促進をされている自治体でございます。したがって、この平成20年の557人就労支援員がいらっしゃるけれども、この方々が配置されている自治体が341ということでございます。一方、訂正前の842というのは、そういう就労支援員を置かずに、自前の職員で、例えばケースワーカーの方が兼任でやられているような自治体ということでございます。

それで、枝野議員が言われましたように、やはり大都市部では、特に就労促進が重要なものですから、ケースワーカーの方も、いわゆる福祉サイドについては大変お強いのですけれども、では、実際にその方をどういうふうに就労させるのかという点については、必ずしも十分な御経験、知識は持っていない。したがって、就労支援員には、例えばハローワークのOBとか、あるいは民間のそういったコンサルをやってきたような方とかが就いている例が多いということでございます。

3番目の御質問、実際の委託の形でございますが、これも私、今回の機会がございましたので幾つかの自治体に確認してみましたが、ほとんどのところは、これはもう月給制といたしますか、特に成功報酬というような形は取っていないと伺っております。

○枝野衆議院議員 すみません、5万4,996人というのは、この557人がいる341自治体で参加した人でいいですか。

○説明者（厚生労働省） この参加者数につきまして、まさにこの補助事業、341の自治体でやっているこの補助事業に参加した数ということでございます。

○熊谷進行役 では、市川さん。

○市川評価者 今の枝野議員の御質問に追加なんです、この本事業に参加しておられる341自治体と残りの541自治体の間で、例えば平成20年度におけるこの成果には統計的に大きな違いは見られますでしょうか。それとも、そういう統計がないということもあるかもしれません。

○説明者（厚生労働省） 特に平成20年度についてはデータがないんですけれども、そちらの表の成果実績のところをご覧くださいと思いますが、平成18年度と19年度につきましては対比しております。その就労率というところをご覧くださいと思いますが、この私どもが補助している就労支援事業、これによって新規就労・増収した者の率、これは、実際にこの事業に参加されたうち、新規に就労が見つかった、あるいは今よりも更にキャリアアップ等によって増収したという方の数ですが、18年度が36.7%に対して、こういった事業とは全然別に、就労支援員等は置かずに就労支援を行ったときのこの率が25.4%であると。これが、19年度は更に開きまして、この事業による数が36.7%に対しまして、この補助事業とは別に独自でやられた事業については17.1%である、このような形になっております。

○市川評価者 ありがとうございます。

○熊谷進行役 村藤さん。

○村藤評価者 これは大変結構な話だと思うので、財務省さんも何か同じようなラインの話なので、それはそれで別にいいと思うんですけれども、ただ、去年15億円で40～50億円助かったという話が、今年は630億円のその内訳というのは一体幾らの話なのかという話と、それから、これはそもそも平成17年度からなので、金融危機の全然前からやっているはずなんですけれども、先ほどのお話だと、平成20年度の秋から、その他の人たちという、今までの高齢者とか障害者とか母子家庭ではない、勤労意欲があり得るような人が山のように出てきたというお話だと思うんですけれども、そうすると、その辺の人はちょっと今までと違った、雇用支援もある程度必要な人たちだと思うんですが、金融危機以前と違ったどういうことをされるということになるのか。それに対して、今年度の予算は630億円の中の幾らとお考えなのかというあたりについて、ちょっと教えていただけますか。

○説明者（厚生労働省） まず、数字の方でございすけれども、大変恐縮なんです、もともとこの事業というのは、前回のヒアリングの際に申し上げさせていただきましたが、あるいはこの資料の中にも入っておりますが、全体のセーフティネット補助金の中のいわゆるメニュー事業でございまして、この事業のために予算として幾ら計上するという形を取っていないものですから、それで当初予算の金額は書けないということでございます。ただ、結果として、では、その事業のために幾ら使ったのかという実績は示し得ますので、それで実際に実績の出ている平成19年、20年について実績ベースで書かせていただいたということでございます。

あと、昨年秋以降の金融危機以前と以後でどう変わってきたのかということでございますが、これも、私どもが実際に就労支援をやっている支援員の方からお話を伺いますと、先ほどから申し上

げておりますように、特に最近はその他の世帯というものが増えていまして、これは65歳未満の、一応、就労可能な方々ということ、特に若い世代の方々も含まれるということでございます。

こういった方々の就労支援については、できるだけ早期に就労支援に着手をして、ハローワークに行っただけで、今、かなり経済環境が悪くはなっておりますが、かなりの確率で見つかる。ただ、これがなかなかすぐにそういった就労支援などを行わずに漫然と過ごしていると、悪い言い方ではございますけれども、生活保護に慣れてしまって、せっかく最初に入ったところには就労意欲のあった方も、それが数カ月、あるいは場合によっては1年近く経過してしまいますと、その後、意欲を持っていただいてもなかなか就労に結びつかない、こういうお話をいろいろなところから伺っております。そういう意味で、先ほども申し上げましたように、特にこういったその他世代で就労可能な方々については、とにかく直ちに就労の支援を行う、ハローワークに行っただけが重要だと伺っております。

○村藤評価者 それは大変いいことだと思うんですけども、この予算の15億円とか16億円が、結局、就労支援員の500～600人ぐらいの費用となっているのだと思っていたんですが、そうすると、さっきメニュー事業とおっしゃいましたが、この就労支援員を、では何割増やすとか、そういうようなことは、雇用する話なので、ある程度予定が立つ話なのではないかと思うんですが、何割増やそうとかそういう話が出ているわけではないんですか。それは厚生労働省さんが決める話なんですか、それとも自治体が何か言うような、だれがメニューを選択するんですか。

○説明者（厚生労働省） 基本的には自治体の方が勿論申請をしてきて、私どもで交付決定を行うということになります。したがって、まずは自治体の方が何人置かれないのか。通常であれば、大体計画的に、いきなり一つの年にぼんと上げるといよりも、自治体の方で、今年は何人、その次は何人という形で計画を立ててくるのが通例でございます。

○市川評価者 すみません、ちょっと関連する質問なんですけど、ここに、成果実績のところ、就労支援事業により新規就労・増収した者の数ということで、例えば平成19年度で1万8,171名という数を書いておられますよね。この数の方の中で生活保護の受給から脱却した方というのは、大体どれくらいおられるのでしょうか。

○説明者（厚生労働省） すみません、今手元にちょっと新規就労といいますが、新規就労あるいは増収したからといって直ちに脱却とは限りませんので、その数字はちょっと今確認させていただきます。

ちなみに、この出し方なんですけれども、これは基本的に1年間で取っておりますので、例えばこの6月に生活保護から脱却した、あるいは収入が増加したということになると、その後の生活保護費が、年度間ですからその次の年の3月までということになりますが、それまでに脱却された方であればゼロになりますし、あるいは増収があった方であれば、今もらっている生活保護費は減りますので、その額を試算して効果額として出しております。ただ、ちょっと脱却した数については、すみません、ちょっと確認させていただきます。

○尾立参議院議員 そもそも論でちょっとお話をさせていただきます。この生活保護にいらっしゃる就労可能な方が、いろいろな制度の助けによって就労されるということ、これはもう本当に大事

なことだと思います。その一つが、今議論いただいているこの支援事業だと思うんですが、もう1点、実際、生活保護を受けながら働いて勤労所得を得たとしても、なかなか手取りが、稼いだほどには増えない、こういう現実がありますよね。これは以前、私も指摘をしたんですけども、例えば、勤労所得がある場合、これはもう係数がいろいろありますが、ひどい場合は、生活保護費の90%程度の減額が行われてしまうと、結局、それだけ減額されるのだったら働かない方がいいやと、こういうような判断になってくる場合もあると思うんです。その辺の減額割合をちょっと教えていただきたいのと、それを解消するためには、やはり生活保護の方が、働いた方がぐっと実質実入りがいいと思ってもらえるような、勤労所得に対して給付付き税額控除のような制度を入れていくということも大事だと思うんです。これは、経済財政諮問会議や政府税調でも以前から議論されています。そういう生活保護の方が就労にぐっと入っていく勤労インセンティブみたいなものをもっとつけるような施策、政策を考えていらっしゃるのか。その点も、2点、検討されているのかを含めて教えていただきたいと思います。

○説明者（厚生労働省） まず、今の最初の御質問でございますけれども、働いた場合についても、基本的には生活保護は他法とか、あるいは勤労収入を充てて、なお足りない額を最後のとりでとして給付をするということになっておりますが、一方で、現在は勤労控除というものを設けておまして、では、働いた額丸々がそのまま収入認定されて、結局、働いても手元に残る額は生活保護受給者の場合なくなるのかといいますと、そこは勤労控除制度を設けて、一部の額は手元に残るような形を取っております。

○尾立参議院議員 例えば、単身の31歳の方で、ちょっと古いんですが、月額13万7,400円もらっていらっしゃると思います。そのときに10万円の収入があった場合、勤労所得があった場合はどうなりますか。

○説明者（厚生労働省） ちなみに、10万円の場合ですと、手元に残るのが約2万3,000円という形になります。

○尾立参議院議員 すると、7万7,000円はカットされるということなんですよ。

○説明者（厚生労働省） それは、いわゆる収入認定されますので、その分、生活保護費が圧縮されるという形になります。

○尾立参議院議員 2点目。例えば、その10万円を得るために20日間、苦しい思いをして一生懸命行ったら。それで手取りが2万3,000円しか増えないというのは、これはどっちがいかの話は個人によると思うんですけども、なかなか厳しいのではないかなと。それならという話がなきにしもあらずだと思うんです。だからこそ勤労所得に対するインセンティブをもう少し働かせるような給付付き税額控除というような制度を入れればどうかというのが私の問題提起なんですけれども。

○説明者（厚生労働省） 今のお話でいきますと、先ほどの10万円のケースでしたら2万3,000円ということでございますけれども、これが、例えば15万円の収入がある方だったらこれは2万6,000円というような形で、収入によって違うんですが、ただ、ここをどう考えるかというのは、一方で、やはり収入のある方について、どこまで公費で補てんすべきなのか、こういう一方の御議論もございますので。

○尾立参議院議員 だから、給付付き税額控除の特徴は、最初の、少ししか収入がないところにインセンティブを与えて、たくさん収入が得られる方は、もうどんどん減らしていくという考え方ですから、御理解がちょっと違うんですね。

○説明者（厚生労働省） いや、すみません、私は今の勤労控除の仕組みを申し上げたのであって、それで、例えばイギリス等で行われている給付付き税額控除、勿論、今おっしゃったような就労インセンティブを、いろいろな福祉サイドの政策に比べたら就労インセンティブをつけることがより強くできるのではないかと、こういうメリットもございますけれども、一方で、給付付き税額控除の方は、これは税当局の制度で、基本的にはといたしますか、実際にいろいろ一方で問題点もございますので。

○枝野衆議院議員 いいです。逆に言うと、社会・援護局に今の税のことまで含めて前向きに答えるというのも酷なのかもしれないですね。それはよくわかるんですが、少なくとも、多分、国家戦略室かどこかで考えなければいけない話だと思うんですが、余りネガティブにはならないでくださいねと。その話が前に進むときにね。

○説明者（厚生労働省） 私ども大きな関心を持って新しい政府税調の議論がどうなるか見ていきたいと思っております。それによって大分生活保護の性格も変わる可能性もございますけれども、それはそれで政治の御選択でもございますし。ヨーロッパなどは、稼働年齢世代は、基本的にはそちらの方に行って、福祉の給付ではないといったような国もございますから、その給付付き税額控除の形によって、また私どもの形も変わってくるのかなと思っております。

○枝野衆議院議員 その上で、そっちが、政治がいつ、どう判断するかという話があるので、この今の制度を前提にしたときに、確認させていただきたいのですが、15億円ぐらいで557人ですから、暗算は得意じゃなくてよく間違えるんですが、1人当たり300万円ぐらいお支払いしているという想定になるかと思えます。それで、現在341自治体ですが、恐らくその21年度半ばぐらいから、いよいよこの仕事がより必要になってくるということが、皆さんのお話でも想定されると、自治体数も増えるだろうし、1自治体当たり1.何人ぐらいしかいないというところで、もっとうちの自治体は多いから3人、5人置きたいというところも出てくるだろうと思うんですね。そのときには、それはほぼきちんと必要があれば認められる制度なんですか。つまり全体の枠組みの中で。つまりメニュー制で全体の枠組みの中ですから、こっちのメニューを出しているからおまへのところはだめだとかということになってもらっては困るし、必要があって効果的と思われるのに、全体の枠があるから、とてもじゃないけど、これがどっと伸びたらだめそうなんだとか、その辺のところはどうなんですか。これはやはり必要があるところで手を上げてきて、本当にむちゃくちゃな余計なことをやってくるようでは困りますけれども、恐らく本当に困って必要なところ、これは有効だと思ってくるところが手を上げてくることに対する邪魔はないかどうか。手を上げてきたら、きちんとそれは予算確保されて出ていくのかどうか、それを確認させてください。

○説明者（厚生労働省） 基本的には、自治体の方が必要に応じて交付申請を出してくれば、それを認めるということになります。ただ、勿論、全体の枠がございまして、非常に極端に、どの自治体も手を上げてくれば、メニュー予算といえども、当然、限度額がございまして、そこはバラ

ンスを考えるとということになるかと思えます。

○枝野衆議院議員 大事なポイントだと思うので、念のため、セーフティネット支援が必要なのは、やはり大都市部が多いと思われるので、この支援事業のほかのメニューも求めてきていても、おまへのところはこっちもやっているんだからだめだはないという確認をさせていただきたいのと、逆に言うと、これは財務省がすごく嫌がるかもしれないですが、このメニュー事業全体のトータルの金額が630億円かな、それで大丈夫なんですね。つまり、ほかのメニューとの総合的な話で、メニューの中には要らないものもあり得るのかもしれないなというところは、いろいろと今後でこぼこがつくとは思いますが、こちらが今15～16億円なんです、今の経済状況からして、例えば20億円とか25億円とかとなってもおかしくないと思うんですが、そういうことになって、例えば、一番わかりやすいのは、単純に倍ぐらいに増えてもおかしくないとしたときに大丈夫ですね。

○説明者（厚生労働省） 私の方からお答えいたしますが、この630億円の中にはいろいろなメニューの補助金がありまして、そのそれぞれの部分で各自治体から、補助金でございますので、要望を上げていただく。その全体を見て、おさまっているのかどうか。おさまっていなければ、それを圧縮しながら、予算の範囲内でしか補助できませんので、圧縮はかかる、こういうことでございます。

○枝野衆議院議員 もう1点、逆に言えば、これは切り分けた方がいいのではないですか。つまり、これは、本当に生活保護費を抑えられて、人間、生活保護をもらって、働かないでお金をもらって生きているよりも、やはり就労意欲を持って働いてもらった方がいいわけだし、予算も縮減できるし、国民にとってもいいし、納税者にとってもいい話なんだから、これはもう必要な額をきちんと出すと。自治体にとっても、こんなもののために、要らないのに、申請者が出るからといって補助金をもらう性質のものとはちょっと思いにくいとすれば、これは必要なだけきちんと確保すると分けた方が、むしろ生活保護制度全体、就労支援全体、あるいは税の有効活用全体にとっていいのかなと。ほかの事業との兼ね合いでこのところが抑えられるということは、そうなるのであればちょっと心配だなと思うんです。

○説明者（厚生労働省） 従前、零細補助金は整理したらという議論もございますので、できる限り大ぐりにするというようなことでずっと参っております。それから、このようなメニュー補助金でございますので、予定よりもある程度増えたということであれば、重要だと判断すれば、それはほかを調整することもできますので、私どもはこの方が使いやすいかなと思ってございます。

なお、自治体からの手上げと両課長が申し上げましたけれども、これは重要な事業でございますので、自治体に手を上げていただきたいと私どもも推奨してございますし、今後とも推奨していきたいと思ってございます。

○尾立参議院議員 ちょっと関連するのですが、この政策の有効性についてはどの程度評価されているか。A、B、Cでもいいですけれども、5段階評価で。それによってプライオリティー、優先順位が、今の枝野議員のお話ではないですが、変わってくるのではないですか。

○説明者（厚生労働省） プライオリティーは極めて高いと思っています。ただ、これから量の拡大でございますとか、更にいい取組みをしていただけるようなケースがあれば、それを広げていく

とか、さまざまな課題がまだあるかと思います。

○熊谷進行役 海東さん。

○海東評価者 ちょっと変わった視点から。先ほど枝野議員がおっしゃったように、1人大体300万円ですね。こういう人を、いわゆる嘱託か何かの形で継続雇用することを推奨しているんですか。年々のパートで、いわゆるハローワークに出して採用という形でやっているんですか。

○説明者(厚生労働省) 基本的には、これは勿論自治体の御判断ということになりますけれども、継続で雇用されているところが多いかと思います。

○海東評価者 自治体でも難しいのは、やはり法規上、パートさんというのは半年を2回で交代ということをして市としての統一ルールにしていると、最初1年雇用した人を、中途から継続雇用という形にはできないですね。いわゆる嘱託として最初からそういうキャリアの人を募集するということだと、そういう形でできると思うんですけれども。

この間から、こういう若者や困っている人たちの雇用を応援するという専門的な人が地域になかないですね。そういう意味で、今、積極的な予算づけの話がありますし、いっそのこと、やはり地域にしっかりとした就職支援する人を育てるという観点からも、こういうものをはっきり利用して、いわゆる総合的な若者自立塾なんかでももう一遍見直してくださいという形で返しているわけですから、生活保護にはなっていないんですけれども、家族と一緒に暮らしていて、引きこもりで、家族も周りもどうにもならないという若者もかなりいるんですね。これは田舎にもたくさんいます。そういう者も対象にして、こういう方に継続的に経験を積んでもらって、しっかりと助言ができるような体制というものを構想して、例えば何年間に決めて実行するということがいいのではないかとも思うんです。ただ予算額だけということよりもですね。そういうことの話というのはなさっていないですか。

○説明者(厚生労働省) 今、御指摘のお話でございますと、基本的にこの就労支援員の方がフォローアップをされるのは、御本人にもある程度就労意欲がある方を対象にしております。一方で、今年の7月から新たにつくりましたのが就労意欲等喚起事業ということで、もともとやはり就労意欲そのものがない、あるいは、そもそも履歴書もなかなかうまく書けない、それから人との面談も苦手というような方もやはり最近増えてきておりますので、そういった方に対しての就労意欲喚起等事業、これは特にNPO法人とか、あるいはそういったことを御専門にする企業の方に基本的に委託するような形で実施していただく、このようなことも行っております。残念ながら、平成21年7月から始まっておりますので、まだ実績が取れておりませんが、そのような工夫もしております。

それから1つ、すみません。先ほどのデータでございますけれども、今、手元にありますのが平成19年4月から12月末までの9カ月間でございますが、そのうち、いわゆる保護廃止になった方の比率でございますが、増収になった方が全体の、約3,390人のうち、保護廃止になった方が664人です。それから、新規就職された方が7,389人いらっしゃるのですが、そのうち保護廃止になった方が1,678人ということでございます。

○海東評価者 これはもう要望みたいなことになると思うんですけれども、配置される福祉事務所

というのはさまざまな課題を持っていますね。特に今、虐待とか、そういうことも福祉事務所が扱って、小さな市町村とか、町村はほとんど福祉事務所を持っていないで県が肩代わりしていますけれども、ほとんど十分な人員を置いていないですよ。ですから、そういうところを、たくさんメニューを開くよりは、やはり1本柱を立てて、雇用ということについて、福祉事務所の一つしかりと打ち込んでいくのだったらはっきりと示していくことが大事だと思うので、やはりお金がいたら人を置くということですが、地域ではそれだけやっているわけにいかないので、虐待があって、1人で行ったら危ないので一緒に行くとか、いろいろ手間がありますので、そういうことのみ込んでできるような活動予算という建て方も検討いただきたいと思います。

○熊谷進行役　そろそろ評価シートをおまとめいただきながらでお願いいたします。

○熊谷進行役　先ほど来お聴きしていると、成果も上がって、交付金という性格からすると、自治体としては使い勝手がどちらかというといはずの事業で、なおかつ成果も上がってくる、国のおかげで就労支援員も置けるといういいことづくめのような話でありながら、これを実際に活用している自治体の数が、ちょっとずつ増えてはいますが、なかなかぐっと増えるような状態にならないということの背景は何があるのでしょうか。そこが根本的な問題のような気もするんですけども。

○説明者（厚生労働省）　私どもも、実際に自治体の方の御意見を伺うのは、この補助をもらっている自治体からお話を伺うことが多いものですから、多少バイアスがかかっているのかもしれませんが、やはり自治体の方も、それなりの方を雇い上げて、その方に専門員になっていただきたいと考えている。そうしますと、やはりそれなりの方、すなわち、まさに就労支援について御経験なり知識があって、または人柄的にもあまり就労意欲のないような方に対しても優しく接せられるような方ということになりますと、どこにでもいらっしゃるということはなかなかないと思います。そういった方の確保などを考えますと、いきなりこのニーズが高いからといって、一挙に人数を倍増するとかというのは、自治体側としてもなかなか難しいという御意見は伺います。

○熊谷進行役　でも、一方で、国としては手をこまねいているわけにはいなくて、やはりある程度、これは面的に広げてやっていかなくてはいけないし、地域的な格差があるところも、自治体の手はなかなか動かないけれども、国の全体的なマクロの政策の中では、そこはもう一歩進んで手を打たなくてはならないということもあるはずですよ。その辺のバランスと力の配分ということが兼ね合いなんだと思うんですけども、その辺りはどのようにお考えですか。

○説明者（厚生労働省）　ですから、まず、私どもといたしましては、全くこういった支援員の方を置いていない自治体はかなりまだ残っておりますので、まずはこういったところに、こういった支援員の方を置いていただくような御配慮を是非お願いしたいと思いますし、更に、大都市を中心にこういったいわゆるその他世帯、就労可能な方の人数が増えているような自治体には、更に何とか適当な方を確保していただいて、御努力いただくように働きかけていきたいと考えております。

○熊谷進行役　政務官、せっかくお帰りですので、どうでしょうか。

○山井厚生労働大臣政務官　これは、その他の世帯というのは就労可能な人たちですから、どんどん増やしていかないとだめですし、もう話もあつたかと思いますが、今、第2のセーフティネット

ということで、職業訓練、住宅手当、つなぎ融資、そういうものによっていかに生活保護を未然に防ぐかということに非常に力を入れておまして、今日も、先ほどちょっとここを抜けて、東京都の区長会の皆様方をお願いしたんですが、全政令市が、京都市も含めてですけれども、今回、11月30日にワンストップサービスをやっていただくことになりまして、やはりヨーロッパとかでは、生活保護というのは最後の手段であって、多くの方が、まずは職業訓練とか住宅手当とか、つなぎ融資でカバーできているんですね。残念ながら、その第2のセーフティネットが日本では非常に遅れているということですので、今回議題に取り上げていただいた就労支援とともに、やはり第2のセーフティネットを早急に張っていく。まさにここで議論していただいている費用対効果のことも、その第2のセーフティネットというものは、十分に両立するのではないかと考えております。

○熊谷進行役 せっかくの機会ですから、ワンストップ・サービス・デイの説明をしていただいた方が、傍聴の方はわかりやすいかもしれない。

○山井厚生労働大臣政務官 ワンストップ・サービス・デイというのは、今までハローワークでは仕事を紹介する、しかし、生活保護は福祉事務所、またつなぎ融資は社会福祉協議会というふうにはばらばらだったわけですね。それで本当に困っている人がたらい回しになって、その結果、生活保護がどんどん増えていくと。早目に住宅手当やつなぎ融資、職業訓練、職業訓練も今、ある状況を満たせば、半年、1年、職業訓練を受けながら最高10万円ぐらいの生活費も支給されますので、本来そういうサービスを受けて就労できるようになったら、生活保護にならずに、早目にまた就労に戻っていけるわけですね。そういうサービスをワンストップでハローワークで受けもらえるというのを初めて11月30日、全国の政令指定都市で今回やらせていただくことになりました。その効果を見ながら、やはり中長期的には生活保護をできるだけ未然に防ぐという方針で取り組んでいきたいと思っております。

○熊谷進行役 ありがとうございます。

それでは、評価結果の集計がまとまりましたので、私から報告させていただきます。

この生活保護受給者のうち就労能力がある者の支援対策については、ただいま出席8名ですが、見直しを行わないとされた方が2名、見直すべきとされた方が6名いらっしゃいます。

6名のうち、見直しの内容ですが、このセーフティネット補助金を活用して就労支援事業を実施する福祉事務所数を増加させるべきとされた方が6人すべてであります。その他の御意見もお2人いらっしゃいました。

この評価の集計を踏まえて、取りまとめを尾立議員から最終的な結論をいただきます。

○尾立参議院議員 この事業仕分けの場において、本当に珍しくいい政策でございますので、是非頑張ってくださいと思います。そういう意味で、見直しということではございますが、プラスの意味で見直しを行っていただきたい。630億円の内数ではございますが、ゆめゆめ、他のメニューがあるから、もうこの事業はできないんだというようなことは言わないで、しっかりプライオリティーを高くしてこの事業に予算を使っていただきたいということでございます。

併せて、今、山井政務官からございました第2のセーフティネット、そして私が申し上げました給付付き税額控除等、あらゆる政策手段を総動員して、この雇用の確保と、またセーフティネット

の充実に努めていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○熊谷進行役 それでは、この事業について、最終的な評価結果は見直し、その内容は、更に充実させて、この就労支援に積極的に取り組んでいただきたいと思います。そのための体制あるいは補助金、あらゆる政策を総動員して、是非効果を上げていただきたいと思います。生活保護を未然に防ぐことも含めて、是非対応いただきたいと思いますということでありました。

これをもちまして、この仕分けを終わらせていただいて、今日の仕分け作業、すべての日程を終了させていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

明日は、予定どおり行いますので、よろしく願いいたします。国会の日程等、いろいろなお話がありました。明日は予定どおり行わせていただきますのでよろしく願いします。

初めて時間内に終わりました。御協力ありがとうございました。